

令和7年8月8日
(令和7年12月12日届出様式修正)

造林・素材生産事業関係事業者の皆さんへ

四国森林管理局 総務企画部 経理課長
森林整備部 森林整備課長
森林整備部 資源活用課長

造林・素材生産請負事業における電子入札・契約の推進について

平素は、四国森林管理局の森林整備事業にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

森林管理局では、造林・素材生産請負事業（以下「本事業」という。）の発注に係る更なる効率化及び公正性の向上を目的として、電子入札・電子契約の導入の推進を徹底することといたしました。

つきましては、以下のメリットなどをご理解いただき、令和8年1月1日以降に公告する本事業のすべての入札・契約手続きを原則電子システムとしていただきますようご協力をお願い申し上げます。

ただし、ネットワークの不具合や競争入札参加資格申請時において電子調達システムの導入が間に合わないなど、電子によりがたいやむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式による参加届出書」を提出することで紙入札とすることも可能です。

電子入札・契約のメリット

電子入札・契約の導入により、以下のようない点があります。

○電子入札

- ・ **経費の縮減**：インターネットを介して参加申請や入札が行えるため、郵送費や移動経費等が縮減できます。
- ・ **業務効率の向上**：各種書類が電子化されることにより書類作成事務の効率化が図られるほか、入札場所に出向くことが不要となるため移動時間や待ち時間が無くなり、その時間を別な業務に割り当てられます。
- ・ **透明性の確保と公正性の向上**：電子化により、入札手続きが透明化され、公正性が高まります。

○電子契約

- ・ **印紙税が不要**：電子契約は紙の契約書とは異なり、印紙税の課税対象外となるため、コスト削減が可能です。
- ・ **業務効率の向上**：契約書の印刷、郵送、押印作業が不要となり、契約手続きの迅速化が図られるとともに、紙による契約書の保管も不要となります。
- ・ **契約の安全性向上**：電子署名やタイムスタンプを活用することで、契約書の紛失や改ざんの防止、証拠能力の向上が期待できます。
- ・ **ペーパーレス化による環境負荷軽減**：紙の使用を削減し、環境保護にも貢献します。

電子入札・契約に係る費用

- ・ 電子調達システム対応認証局で IC カード等の電子証明書を取得する必要があり、取得費用が掛かります。令和 5 年 1 月時点における各認証局の費用は [こちらの「令和 7 年度造林・生産・収穫事業の発注予定情報に係る説明会」の【資料 10】10 ページ](#) を参考としてください（金額には変更があるかもしれません）。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/hanbai/250214_setumei.html

事業者の皆様におかれましては、別添の電子入札・契約の実施手順（GEPS 利用）を参考に準備を整え、運用の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

また、不明な点などがございましたら、下記システムヘルプデスク又は森林管理局の担当窓口までお問い合わせください。

本制度の円滑な運用のため、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本お知らせに関するお問い合わせ先

システムに関する問い合わせ	その他の問い合わせ
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合） 平日 9 時 00 分～17 時 30 分（国民の祝日・休日、 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く）	四国森林管理局 総務企画部 経理課 088-821-2060 Mail： shikoku_keiri@maff.go.jp

電子入札・契約の実施手順（GEPS 利用）

1. 全省庁統一資格の取得

事業者は、競争入札に参加するために必要な「全省庁統一資格」を取得してください。取得済みの事業者は2の電子証明書の取得以降を参照してください。

全省庁統一資格の申請方法は調達ポータルの「全省庁統一資格申請」をご覧ください。

2. 電子証明書の取得

GEPS を利用するためには、電子証明書（IC カード）を取得し、システム上で認証を行う必要があります。電子証明書は認定された認証局から取得する必要があり、発行には2週間程度かかります（取得には費用が必要、有効期限は最長5年で、例えば2年間の有効期限とした場合、概ね3万円程度となります）。

3. 調達ポータルへの登録

全省庁統一資格を取得している事業者の方は、調達ポータルに登録し、調達案件の検索や入札手続きを行います。調達ポータルは、政府機関が共同利用するシステムであり、調達ポータル内の「政府電子調達（GEPS）」にて入札から契約、請求（四国森林管理局では契約まで）の一連の手続きをオンラインで完結できます。

4. 入札案件の選定と申請書類の準備・提出

GEPS 上で公開された案件から適切なものを選び、入札公告・入札説明書等に基づいて見積書や技術提案書を作成し、GEPS を通じて書類を提出します。

5. 電子入札の実施

指定された期間内に、GEPS を通じて入札書を提出します。開札はシステム上で行われ、開札結果はシステムで通知されます。また、調達ポータルにて他の開札結果を閲覧することもできます。（操作説明動画 URL: <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-common/resources/app/html/e-learning.html>）

6. 電子契約の締結

落札後、契約手続きを GEPS 上で進めます。電子契約は紙の契約書と異なり、印紙税が不要であり、業務効率の向上やペーパーレス化のメリットがあります。（操作説明動画 URL: <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-common/resources/app/html/e-learning.html>）

7. 納入・請求・検収

契約後、納入・請求・検収の手続きも GEPS を通じて行われます。これにより、契約から支払いまでの流れがスムーズになります。ただし、現時点において四国森林管理局では契約までの運用としております。

各種リンク

局 HP（四国森林管理局における電子調達システムの利用について）

URL : https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/denshi.html



局 HP（令和 7 年度四国森林管理局 造林・生産・立木販売事業の発注予定情報に係る説明会の実施について）

URL : https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/hanbai/250214_setumei.html



調達ポータル（民側トップページ）

URL : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>



調達ポータル（トレーニング・e ラーニング）操作説明動画

URL : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-common/resources/app/html/training.html>



本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院
※府省等により、対象業務の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。
なお、以下の業務は対象外です。

- 物品役務のうち特殊なもの
- 政府所有米等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの
- 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業、当該業務を使う主な発注者は次のとおり。
内閣府沖縄総合事務局開拓建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画課／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官房企画部、地方整備局、北海道開拓局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）

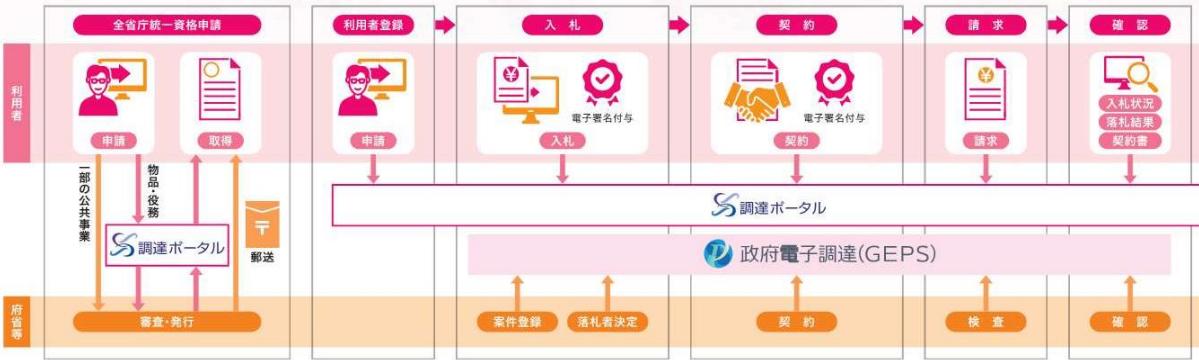
ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！

 パンストップで手続き可能	全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。
 常時利用可能	インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事ができます。 ※システムメンテナンス時を除きます。
 書類保管費の削減	電子管理のため、バインダーや書類などの書類保管に関する費用を削減できます。
 印鑑が不要	電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。 ※法令で義務のある場合は除きます。

全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。
なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。
ただし、簡単な公共事業の入札には、各府省が定める個別の資格が必要です。



```

    graph LR
        A[全省庁統一資格申請] --> B[利用者登録]
        B --> C[入札]
        C --> D[契約]
        D --> E[請求]
        E --> F[確認]
        
        subgraph 調達ポータル [調達ポータル]
            B
            C
            D
            E
            F
        end
        
        subgraph 政府電子調達(GEPS) [政府電子調達(GEPS)]
            A
            F
        end
        
        A --> G[審査・発行]
        G --> H[郵送]
        H --> I[調達ポータル]
        I --> B
    
```

利用者

府省

全省庁統一資格申請

申請 取得

一部の公共事業

調達ポータル

申請

入札

契約

請求

確認

電子要名付与

入札

電子要名付与

契約

請求

確認

審査・発行

郵送

案件登録

落札者決定

契約

検査

入札状況
落札結果
契約書

確認

利用開始方法

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各府省における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。
※簡単な公共事業の入札には、各府省が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください)
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください)
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくともマイナンバーカードが利用できます。
(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録
調達ポータルを利用して利用者を登録します。
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。
<https://www.p-portal.go.jp/faqs>

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプdeskまでお問い合わせください。

●府省庁統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)
ナビダイヤル ☎ 0570-000-683
IP電話等 ☎ 03-4332-7803
受付時間:平日 9時00分～17時30分
毎日の祝日、休日、12月23日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事態により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先をご連絡ください。

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

GEPSは調達ポータルに統合され、さらに便利になりました。



政府電子調達(GEPS)の特徴：

- パンストップ対応
- 印鑑不要
- 郵送費削減
- 書類保管費削減
- 24時間365日利用

詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル 検索

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長 殿

住 所：○○県○○市○○1-2-3

会社名：○○林業 株式会社

代表者：代表取締役 ○○ ○○

紙入札方式による参加届出書（電子調達システム）

1. 入札物件名：

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

ア. 電子調達システムの登録手続き中であり、入札・契約に間に合わなかったため

（対応見込時期： 年 月）

イ. 電子調達システムの利用に必要な機材（パソコン・カードリーダー等）の調達が間に合わなかったため

（対応見込時期： 年 月）

ウ. 電子証明書（ICカード）の期限切れ・更新中等により電子による入札・契約ができないため

エ. その他（詳細に記入してください）

※ Word 様式を局ホームページへ掲載

<契約約款・仕様書・入札者注意書・検査基準・申請書等>

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html>